

高大連携教育における 入学前修得科目の単位認定取扱基準

（平成21年11月12日制定）
平成22年 4月 1日施行

この基準は、日本大学学則第37条第7項に基づき、学生が日本大学法学部（以下本学部という）に入学する前に大学及び短期大学で修得した高大連携教育における科目の単位認定取扱いに関する必要事項を定める。

1 目 的

本学部は、学生の申請に基づき、入学する前に大学及び短期大学で修得した高大連携教育における科目のうち、本学部の授業科目と整合性のある科目について、単位を認定することができる。

2 認定単位数

認定単位数については、20単位を上限として認定する。

3 認定方法

学生が認定を希望する高大連携教育における科目の認定方法は、個別認定とし、学務委員会で審査の上、教授会の議を経て学部長が決定する。

4 提出書類

単位認定を希望する学生は、履修登録前の定められた期限までに認定を希望する科目の成績証明書または単位修得証明書及び講義要綱（シラバス）の写し等必要書類を本学部教務課に提出する。

5 成績評価

認定する科目の成績評価は、次のとおりとする。

- ① 入学する前に本学部で高大連携教育における科目を履修し、単位を修得した科目については、その成績評価基準（評価基準はS・A・B・Cの4段階）をもって認定する。
- ② 入学する前に本学部以外で高大連携教育における科目を履修し、単位を修得した科目については「認定」とし、表記は「N」とする。

6 施行年月日

この基準は、平成22年4月1日より施行する。

以 上